

2026 年版
口座振替方式

歯科医師賠償責任保険
歯科医師総合賠償責任保険
(歯科医師賠償責任保険 + 傷害総合保険 + 弁護士費用総合補償特約)
歯科医師総合賠償責任保険
(歯科医師賠償責任保険 + 傷害総合保険)

スーパー
デラックスプラン

デラックスプラン

＋
クレーム対応サポートオプション
(医療業務妨害行為対応費用保険特約条項等セット費用・利益保険)
のご案内

この保険にご加入いただけるのは、日本補綴歯科学会の会員で、勤務医の先生方または医院の開設者の方です。

団体契約なので個人で契約するより

保険料が割安!!

(団体のスケールメリット)

【傷害総合保険にご加入の皆さまへ】

2025 年 10 月 1 日以降に保険期間が開始するご契約について、傷害総合保険の保険料（または保険金額）および補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。



口座振替方式

保険期間 **2026 年 4 月 1 日午後 4 時から**
2027 年 4 月 1 日午後 4 時までの 1 年間

手続締切日 **2025 年 11 月 21 日 (金)**

口座振替日 **2026 年 2 月 12 日 (木)**

※本パンフレットは、2025 年 8 月時点での内容となります。改定がある場合は、後日ご案内させていただきます。

■保険契約者
公益社団法人 日本補綴歯科学会

■引受保険会社
損害保険ジャパン株式会社

■取扱代理店
損保ジャパンパートナーズ株式会社

I 保険の内容

1 保険の概要



歯科医師賠償責任保険（勤務歯科医師の場合）

被保険者（保険の補償を受けられる方）^{（※1）} またはその使用人その他被保険者の業務の補助者^{（※2）} が、日本国内において歯科医療を行うにあたり、職業上または職務上の相当な注意を怠ったことにより、患者に身体障害（障害に起因する死亡を含みます。）が発生した場合において、被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します（**医師特約条項**）。※ただし、いかなる場合も医療施設の開設者の責任を肩代わりするものではありません。

（※1）「被保険者」とは、賠償責任を負担する者をいい、この保険に加入する勤務歯科医師個人（勤務医師がご加入の場合）をいいます。

（※2）「その使用人その他被保険者の業務の補助者」とは、被保険者以外の医師、看護師、歯科衛生士等の、被保険者の指揮、監督下にある者をいいます。

歯科医師賠償責任保険（歯科医院開設者の場合）

被保険者（保険の補償を受けられる方）^{（※1）} またはその使用人その他被保険者の業務の補助者^{（※2）} が、日本国内において歯科医療を行うにあたり、職業上または職務上の相当な注意を怠ったことにより、患者に身体障害（障害に起因する死亡を含みます。）が発生した場合において、被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します（**医師特約条項**）。

また、保険期間中に医療施設の建物や設備の使用・管理上の不備に起因する事故、給食等の取扱いに起因する事故によって、第三者の身体の障害や財物の損壊が発生したこと、または業務遂行中に行われた不当な拘束やプライバシーの侵害等の不当行為により、被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します（**医療施設特約条項**）。

（※1）「被保険者」とは、賠償責任を負担する者をいい、この保険に加入する以下に記載の方（医院の開設者がご加入の場合）をいいます。

<医師特約条項>

開設者の方のみとなります。開設者以外の医師や看護師の方は被保険者となりません。

※ただし、開設者の業務の補助者である医師（管理者、勤務医師等）、看護師、歯科衛生士、その他使用人が起こした医療事故によって開設者が負担する法律上の賠償責任については補償対象となります。

<医療施設特約条項>

記名被保険者（加入者証に被保険者として記載される方）である開設者の方のほか、記名被保険者の使用人その他記名被保険者の業務の補助者の方も被保険者となります。

（※2）「その使用人その他被保険者の業務の補助者」とは、被保険者以外の医師、看護師等の、被保険者の指揮、監督下にある者をいいます。

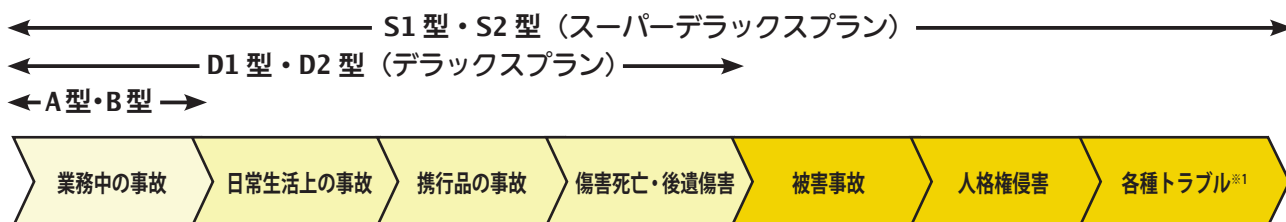
- 賠償責任保険では、被保険者に法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金（自己負担額を設定している場合は、自己負担額を控除した額）を保険金額（お支払いする保険金の限度額）の範囲内でお支払いします。賠償責任保険（法律上の損害賠償責任を補償する特約条項・追加条項）では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払いの対象となりません。

歯科医師総合賠償責任保険デラックスプラン（歯科医師賠償責任保険＋傷害総合保険）

歯科医師総合賠償責任保険スーパーデラックスプラン（歯科医師賠償責任保険＋傷害総合保険＋弁護士費用総合補償特約）

歯科医師賠償責任保険に、「傷害総合保険」をセットし、**業務上の事故だけでなく、日常生活上の事故も補償**できるようにした総合補償保険です。

業務中および日常生活におけるあらゆる賠償事故だけでなく、先生ご自身の携行品、先生ご自身の死亡・後遺障害にも対応できるよう「歯科医師総合賠償責任保険デラックスプラン（D1型・D2型）」、さらに日常生活における法的トラブルを解決するために「歯科医師総合賠償責任保険スーパーデラックス（S1型・S2型）」をご案内しております。先生を取り巻くあらゆるリスクに対応するためD1型・D2型・S1型・S2型へのご加入をお勧めします。



●保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので必ずご参照ください。

※1 各種トラブルの詳細はP5以降をご確認ください。

2 ご加入対象者（被保険者）

公益社団法人日本補綴歯科学会の会員の先生方で、以下のいずれかの方となります。

（１）勤務歯科医師の方

（２）歯科医院の開設者の方

（注）複数の診療所を開設している場合は、歯科診療所単位でのご加入となります。2施設以上で加入の場合は、取扱代理店までお問い合わせください。

被保険者（保険の補償を受けられる方）

■ 勤務歯科医師の方がご加入の場合

被保険者は一般医院、診療所、病院に勤務する歯科医師の方となります。

■ 歯科医院の開設者の方がご加入の場合

＜医師特約条項＞

開設者の方のみとなります。開設者以外の医師や看護師の方は被保険者となりません。

※ただし、開設者の業務の補助者である医師（管理者、勤務医師等）、看護師、歯科衛生士、その他使用人が起こした医療事故によって開設者が負担する法律上の賠償責任については補償対象となります。

＜医療施設特約条項＞

記名被保険者（加入者証に被保険者として記載される方）である開設者の方のほか、記名被保険者の使用人その他記名被保険者の業務の補助者の方も被保険者となります。

（注）医院開設者ではない勤務医師の方はご加入になれません。

3 保険期間

2026年4月1日午後4時から

2027年4月1日午後4時までの1年間となります。

被保険者が日本国内で行った医療行為に起因して、この保険期間内に損害賠償請求を提起された場合が対象となります。

4 お支払いする保険金の種類

次のような損害賠償金や諸費用をお支払いします。

1 法律上の損害賠償金（損保ジャパンの同意を得て行った示談、和解等による場合でも対象となります。）

① 身体賠償事故の場合（賠償責任保険共通）…… 被害者の治療費、入院費、慰謝料、休業補償 など

② 財物賠償事故の場合（医療施設特約条項のみ）…… 修理費、再調達に要する費用 など

③ 人格権侵害事故の場合（医療施設特約条項のみ）… 慰謝料 など

※被害者に対して支払わなければならない損害賠償金（自己負担額を設定している場合は、自己負担額を控除した額）を保険金額（お支払いする保険金の限度額）の範囲内でお支払いします。

※財物賠償事故については、被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

2 争訟費用等（損保ジャパンの事前の承認が必要です。）（各危険共通）訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解、調停に要する費用 など

※法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払対象となりません。

3 被保険者の医療行為の対象者が日本国内で行われた医療行為により死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで保険期間中に送検されたとき、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

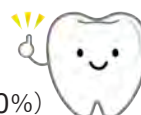
※次の費用はお支払いの対象外になります。

①公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用 ②弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用 など

5 保険金額(補償金額)と保険料

この保険は、公益社団法人 日本補綴歯科学会を契約者とする団体契約となっておりますので、個人で契約されるより保険料が割安となっております。

(1) 勤務歯科医師の場合



+ 10,000 円で
クレーム対応サポートオプションに
ご加入いただけます。
(詳細は 13 ~ 14 ページをご参照ください。)
※中途加入でのお申込みはできません。

【共通：保険期間 1 年 払込方法：一括払・歯科医師賠償責任保険（団体割引 20%）

S1 型 D1 型：傷害総合保険部分 天災危険補償特約セット 職種級別 A 級 団体割引 5%】

型	保 険 金 額						保険料 (1年間)
	歯科医療上の 対人賠償事故	日常生活上の 対人・対物 賠償事故	加入者 ご自身の 携行品 (※2) 1事故につき 自己負担額 3,000円	傷害事故 による 死亡・ 後遺障害	弁護士 費用 (自己負担 割合 10%)	法律相談・ 書類作成 費用 (自己負担額 1,000円)	
S1 型 (スーパー デラックス プラン)	対人1事故につき 1億円 対人1年間につき 3億円	対人・対物 1事故につき 1億円 (※1)	50万円	250万円	通算 100万円 限度	通算 5万円 限度	20,860 円
D1 型 (デラックス プラン)	対人1事故につき 1億円 対人1年間につき 3億円	対人・対物 1事故につき 1億円 (※1)	50万円	250万円	—	—	13,820 円
A 型	対人1事故につき 1億円 対人1年間につき 3億円	—	—	—	—	—	5,410 円

■ 歯科医師賠償責任保険の団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。

■ 傷害総合保険の団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また団体のご加入人数が 10 名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

■ 日常生活の対人・対物賠償事故は、S1 型、D1 型は傷害総合保険からのお支払いとなります。(重複してお支払いはされません。)

■ S1 型の法律相談にかかった費用・弁護士委任にかかった費用は、医療事故・自動車事故では保険金支払いの対象外となります。

(※ 1) 受託品は 100 万円限度となります。

(※ 2) 主な利用実態が業務用のものにつきましては、本補償の対象外です。

(※ 3) S1 型・D1 型は上記保険料に制度運営費として 150 円を追加した金額が振替となります。A 型は上記保険料に制度運営費として 100 円を追加した金額が振替となります。

刑事弁護士費用担保追加条項 (医師特約条項用)

「刑事事件」に関する弁護士費用・訴訟費用について、補償する追加条項です。被保険者である個人の医師が、日本国内で行った医療行為またはそれに付随する行為に起因して、業務上過失致死傷罪の疑いで保険期間中に送検された場合に、被保険者が弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金額を限度に保険金をお支払いします。(起訴後の費用を含みます。)

保険金額 保険期間 (1 年) を通じて 500 万円

※ただし、被保険者が複数の場合は被保険者ごとに適用するものとします。

20%の団体割引（※傷害総合保険部分は 5%）が適用されており、

（２）歯科医院開設の歯科医師の場合

（注）歯科診療所単位でのご加入となります。

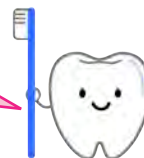
2 施設以上ご加入の場合は、2 施設目以降は B 型又は

B 型＋クレーム対応にてお申込みください。

【共通：保険期間 1 年 払込方法：一括払・歯科医師賠償責任保険（団体割引 20%）

S2 型 D2 型：傷害総合保険部分 天災危険補償特約セット 職種級別 A 級 団体割引 5%】

＋ 20,000 円で
クレーム対応サポートオプションに
ご加入いただけます。
（詳細は 13～14 ページをご参照ください。）
※中途加入でのお申込みはできません。



型	保 険 金 額							保険料 (1年間)
	歯科医療上の 対人賠償事故	建物・設備の使用 管理上の事故	日常生活上の対人・対 物賠償事故	加入者 ご自身の 携行品 (※2) 1事故につき 自己負担額 3,000円	傷害事故 による 死亡・ 後遺障害	弁護士 費用 (自己負担割合 10%)	法律相談・ 書類作成 費用 (自己負担額 1,000円)	
S2 型 (スーパー デラックス プラン)	対人1事故につき 1億円 対人1年間ににつき 3億円	対人1名につき 1億円 対人1事故につき 2億円 対物1事故につき 1,000万円	対人・対物 1事故につき (※1) 1億円	50万円	250万円	通算 100万円 限度	通算 5万円 限度	21,710円
D2 型 (デラックス プラン)	対人1事故につき 1億円 対人1年間ににつき 3億円	対人1名につき 1億円 対人1事故につき 2億円 対物1事故につき 1,000万円	対人・対物 1事故につき (※1) 1億円	50万円	250万円	—	—	14,670円
B 型	対人1事故につき 1億円 対人1年間ににつき 3億円	対人1名につき 1億円 対人1事故につき 2億円 対物1事故につき 1,000万円	—	—	—	—	—	6,260円

■ 歯科医師賠償責任保険の団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。

■ 傷害総合保険の団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また団体のご加入人数が 10 名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

■ 日常生活の対人・対物賠償事故は、S2 型、D2 型は傷害総合保険からのお支払いとなります。（重複してお支払いはされません。）

■ S2 型の法律相談にかかった費用・弁護士委任にかかった費用は、医療事故・自動車事故では保険金支払いの対象外となります。

■ 医療施設特約条項 人格権侵害担保条項

上表にかかわらず、人格権侵害事故については、いずれの保険金額の型においても保険金額は 1 名 1,000 万円、1 事故 1 億円となります。

(※ 1) 受託品は 100 万円限度となります。

(※ 2) 主な利用実態が業務用のものにつきましては、本補償の対象外です。

(※ 3) S2 型と D2 型は上記保険料に制度運営費として 150 円を追加した金額が振替となります。B 型は上記保険料に制度運営費として 100 円を追加した金額が振替となります。

保険期間と保険金をお支払いする場合の関係

この追加条項では、保険期間中に送検された場合に、業務上過失致死傷罪の疑いとなる行為を行った時から刑の確定の時（注）までに発生した弁護士費用または訴訟費用に対して保険金をお支払いします。

（注）刑の確定の時とは、次のいずれかの時をいいます。

① 刑事事件について、検察官が不起訴と判断した時（注 1）

② 裁判所が略式命令を発した時（注 2）

③ 第一審、控訴審もしくは上告審の判決により、有罪または無罪が確定した時（注 3）

（注 1）ただし、検察審査会で起訴相当または不起訴不当の議決がなされた場合を除きます。

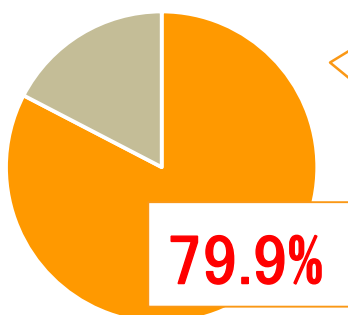
（注 2）ただし、その略式命令の告知後に公判請求がなされた場合を除きます。

（注 3）ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審およびその控訴審の判決を除きます。

あなたの日常にも潜んでいます！ 現代社会を取り巻くさまざまなトラブル

こどものいじめ

いじめを認知した学校数の割合



■ いじめを認知した学校数

出典：令和3年文部科学省初等中等教育局児童生徒課
「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

全学校数のうち
約8割がいじめ
を認知していま
す！また、1校
当たりの認知件
数は**16.8件**に
上ります！

こどもがいじめにあい、
登校拒否の状態になった

相手方の対応が悪く、
誠実な対応をしてくれない

相手の親と
うまく話せるか
不安…



ストーカー被害

ストーカー事案の相談等



■ ストーカー事案の相談等件数

出典：警察庁生活安全局生活安全企画課・刑事局捜査第一課
「令和3年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」

ストーカー事案は
6年連続約2万件
発生しています。

昔の交際相手から
ストーカー行為を
されている



自分だけで
相手を前にして
話すのは怖い…

どうしたらいいかわからず
パニックになってしまいそう

他にも…

SNSによる誹謗中傷

インターネット通販詐欺

通り魔被害

痴漢被害

など

もし私たちのちからになってくれるものがあったら…

さまざまなトラブルが潜む中… 法的トラブルについてはこのような声があります

Q.1 あなたや、あなたの身の回りの家族や友人などで法的トラブルが 起こったことはありますか？

実は、私たちの身の回りでは、
さまざまな法的トラブルが起きています。

「ある」と答えた方 **約6.5人に1人**

出典：平成21年 内閣府大臣官房政府広報室「総合法律支援に関する世論調査」

(注)「ある」と答えた人が挙げた法的トラブルには、「弁護のちから」では補償対象とならないトラブル(多重債務、医療事故など)も含まれています。

万が一、法的トラブルに巻き込まれた場合、無理して抱えこむことなく、
専門家である「弁護士」に相談できたら安心です。でも…

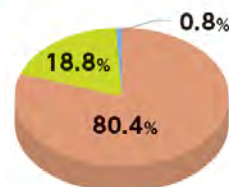
Q.2 法的トラブルにあったときに相談できる弁護士がいますか？

「身近に相談できる弁護士がいない」
という方が多いのが現状です。

相談できる弁護士がいない 80.4%

相談できる弁護士がいる 18.8%

わからない 0.8%



出典：平成21年内閣府大臣官房政府広報室
「総合法律支援に関する世論調査」をもとに
損保ジャパンにて作成

全国の20歳以上3,000人のうち有効回答数 1,684人

Q.3 弁護士への相談を迷う、または、相談しない理由は何ですか？

「相談したいけれど費用が高そう」と
感じている人が約6割もいます。

費用が高そうだから 62.8%

弁護士に関する情報がわからないから 37.4%

身近に弁護士がいないから 17.1%

話が難しそうだから 16.4%

その他 32.0%

わからない 1.3%

弁護士への相談を迷う、または、相談しないと回答した1,019人を対象(複数回答)

0 20 40 60 80 (%)

みなさまの声にお応えして、

弁護のちからは

あなたのちからになります！



弁護士費用補償

“弁護のちから”が支える5つのトラブル

次の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

トラブルの当事者



次の①～③の法的トラブルについては、**被保険者ご本人だけでなく、お子さま^(※1)が遭遇されたトラブルについても対象となります。**

①人格権侵害^(※2)

- こどもがいじめにあい、登校拒否の状態になった。
- 昔の交際相手からストーカー行為をされている。
- ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)上でいじめもない誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
- 電車で痴漢被害を受けた。



②被害事故

- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- インターネット通販の会社から、本物といつわられて、偽物のブランド品を売りつけられた。



③借地・借家

- 賃貸期間中に賃貸マンションの家主から正当な理由もなく立ち退きを迫られた。
- アパートの雨漏りにより家具にカビが生えてしまったが、家主が修理してくれない。
- 借りている土地に建てた家の増築を、地主が正当な理由もなく承諾してくれない。



トラブルの当事者



次の④～⑤の法的トラブルについては、**被保険者ご本人に関わる調停等に要する弁護士への各種費用が対象となります。**

④遺産分割調停

- 兄弟間の遺産分割の協議がまとまらず、調停での手続きとなった。
- 母がすべての遺産を兄に相続させるとした遺言を残して亡くなり、自分が相続できる権利が侵害されたため、調停で手続きすることとなった。



⑤離婚調停^(※3)

初年度契約は、保険開始91日目から補償対象となります。

- 夫婦間での協議がまとまらず、調停で離婚手続きを進めるしかなくなった。
- こどもの将来のための養育費の額について夫婦間の折り合いがつかないため、調停で離婚手続きをすることとなった。



遺産分割調停、離婚調停については、トラブルが調停等の手続きに至った場合に、**被保険者ご本人に係る調停等に要した費用のみ対象**となります。



以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。

- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル
- 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
- 顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル など

(※1) 被保険者が親権を有する未成年の子が対象となります。

(※2) 人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎりあります。

(※3) 離婚調停に関するトラブルの場合で、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したときは、保険金をお支払いできません。

2つの保険金で気になる費用をしっかりサポートします。

国内補償^(※)

① 弁護士費用保険金

弁護士等へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士費用を補償します。

■保険金額
(保険期間1年間につき)

通算 **100万円** 限度

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する
弁護士等への委任に
かかった費用

× (100% - 自己負担割合 10%)

② 法律相談・書類作成費用保険金

弁護士等および行政書士へ法律相談・書類作成の依頼を行うときに負担した法律相談・書類作成費用を補償します。

■保険金額
(保険期間1年間につき)

通算 **5万円** 限度

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する
法律相談・書類作成にか
かった費用

- 自己負担額 (免責金額) 1,000円

(※) 日本国内の法令に基づき解決するトラブルが補償対象となります。



いずれの保険金も、弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼の前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。

お支払い事例①(人格権侵害に関するトラブル)

昔の交際相手にストーカー被害を受けている。自分だけで対応するのはこわいので、弁護士に間に入ってもらい交渉を行った。2回の話し合いの末、本当に嫌がっていることを相手が理解し、今後は付きまとわないと約束してくれたため、合意書面を作成した。

弁護士等への委任にかかった費用 **40万円**
着手金 15万円、報酬金 25万円



弁護士費用保険金のお支払い額

40万円 × (100% - 10% (自己負担割合)) = **36万円**

法律相談・書類作成にかかった費用 **1万円**



法律相談・書類作成費用保険金のお支払い額

1万円 - 1,000円 (自己負担額) = **9,000円**

合計 36万9,000円をお支払い

金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。



相談できる弁護士が身近にいなくても安心！「弁護士紹介サービス」

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、担当の損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。



「被害事故・嫌がらせ相談窓口」

被害事故または人格権侵害への対応が必要な際に、お電話でご相談いただくことができるサービスです。警察OB・OG等トラブル対応の専門コンサルタントが、対応等についてアドバイスさせていただきます。「弁護のちから」の保険金請求対象の確認や弁護士等への委任のご相談は対象外となりますので、事故サポートセンターへのご連絡をお願いします。

(注1) 本サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。

(注2) ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。

(注3) ご利用は日本国内からにかぎります。

(注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(注5) 「弁護のちから」の保険金をお支払いする事由が発生した場合は、下記事故サポートセンターまたは取扱代理店までご連絡ください。

事故サポートセンター：【受付時間】24時間365日 0120-727-110

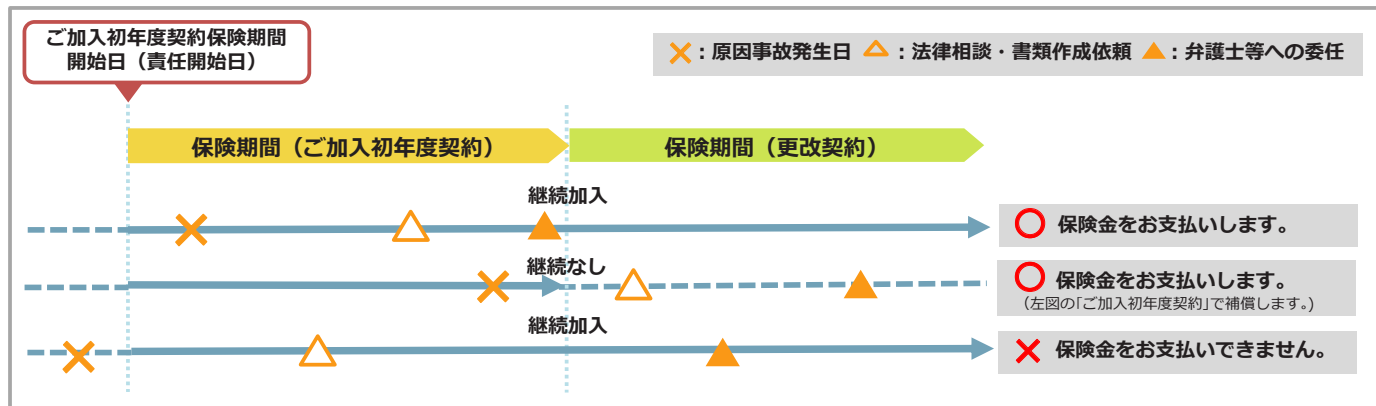
(注) 保険金のお支払い方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。

●弁護士費用補償に関する保険責任について

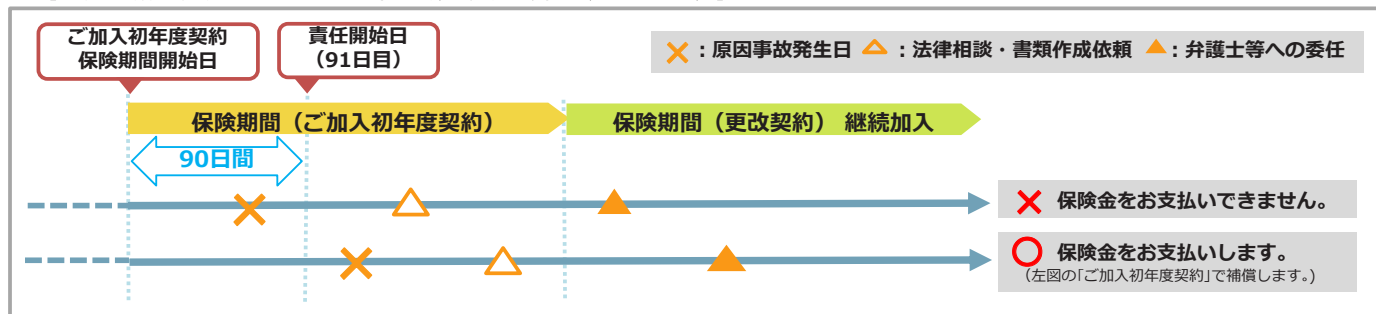
スーパー
デラックスプラン

- 保険期間中に原因事故が発生した場合に、保険金をお支払いします。
- 保険責任は保険期間開始日の午後4時に始まりますが、ご加入初年度の保険期間の開始時（中途加入の場合は中途加入時）より前に、保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- 同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの委任または相談・依頼とみなし、保険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。

【保険責任の開始（原因事故発生日と保険期間との関係）（イメージ図）】



【「離婚調停に関するトラブル」の場合の保険責任の開始（イメージ図）】



(注)「離婚調停に関するトラブル」については、ご加入初年度の保険期間の開始日（中途加入の場合は中途加入日）からその日を含めて90日を経過した日の翌日から保険責任が始まります（責任開始日）。したがって、責任開始日より前に原因事故が発生していたトラブルについては、保険金をお支払いできません。

Ⅱ ご加入方法

1 お申込方法

口座振替にて「年間保険料＋制度運営費 150 円 (S1 型・S2 型・D1 型・D2 型) または 100 円 (A 型・B 型)」をお引落としします。

※制度運営費とは、この保険制度の運営上必要な費用（口座振替手数料等）に充当するための費用です。

口座振替日 2026 年 2 月 12 日（木）

※この制度では、保険料収納業務を三菱 UFJ ニコス株式会社に委託しております。

1 すでに口座振替にてご加入いただいている場合

- ・お申込み内容に変更がない場合、保険料の引落としをもって自動継続されますので、お手続きは不要です。
- ・加入プランの型変更がある場合、同封の「加入プラン等変更申込書」にご記入・ご捺印のうえ取扱代理店へ FAX で提出ください。住所・氏名・口座の変更がある場合は取扱代理店までご連絡ください。

手続き期限 2025 年 11 月 21 日（金）

2 今年度より初めてご加入いただく場合

- ・同封の「加入依頼書」・「口座振替依頼書」に必要事項をご記入・ご捺印のうえ、お送りください。



「口座振替依頼書」「加入依頼書」送付先

同封の返信用封筒にてお送りください。

損保ジャパンパートナーズ株式会社 宛

送付締切日 2025 年 11 月 21 日（金）



口座振替依頼書の不備や残高不足などで、万一保険料の振替ができなかった場合は、2026 年 2 月下旬に学会指定口座への銀行振込みをご案内させていただきます。

2 「加入者証」の送付について

公益社団法人日本補綴歯科学会歯科医師賠償責任保険・歯科医師総合賠償責任保険デラックスプランにご加入いただきますと、ご加入の証として「加入者証」をお送りしますので、大切に保管してください。

保険期間開始後、2 か月が経過しても「加入者証」が届かない場合は、取扱代理店までお問い合わせ願います。

※口座振替が確認できない場合は、加入者証が無効となる場合がございますのでご注意ください。

2026 年 4 月 1 日更新の「加入者証」は、2026 年 3 月中旬頃にお送りします。

3 中途加入される場合

保険始期日（2026 年 4 月 1 日）以降にお申込みの場合は、中途加入のお取扱いとなります。ご加入月により保険料が異なりますので下記の表にしたがってお振込みください。



(1) 勤務歯科医師の場合

(単位：円)

型	加入月											
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
S1 型	20,860	19,120	17,390	15,650	13,910	12,180	10,450	8,680	6,950	5,210	3,470	1,740
D1 型	13,820	12,670	11,520	10,370	9,210	8,070	6,920	5,750	4,610	3,450	2,300	1,150
A 型	5,410	4,960	4,510	4,060	3,610	3,160	2,710	2,250	1,800	1,350	900	450

(2) 歯科医院開設の歯科医師の場合

(単位：円)

型	加入月											
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
S2 型	21,710	19,900	18,100	16,290	14,480	12,680	10,880	9,030	7,230	5,420	3,610	1,810
D2 型	14,670	13,450	12,230	11,010	9,780	8,570	7,350	6,100	4,890	3,660	2,440	1,220
B 型	6,260	5,740	5,220	4,700	4,180	3,660	3,140	2,600	2,080	1,560	1,040	520

※中途加入の場合、保険の効力は加入依頼書の提出および学会指定口座に振り込みされた日（着金日）の翌日から、2027 年 4 月 1 日午後 4 時までの短期契約となります。

次年度以降は「口座振替」にて保険料をお支払いいただきます。お申込み時には「加入依頼書」「預貯金口座振替依頼書」に必要事項をご記入、ご捺印のうえ、取扱代理店までお送りください。

4 「加入者証」（中途加入）の送付について

公益社団法人日本補綴歯科学会歯科医師賠償責任保険・歯科医師総合賠償責任保険デラックスプランにご加入いただきますと、ご加入の証として「加入者証」をお送りしますので、大切に保管してください。

なお、発送は保険期間が開始する日の属する月の翌月下旬頃となりますのでご了承ください。保険期間開始後、2 か月が経過しても「加入者証」が届かない場合は、取扱代理店までお問い合わせ願います。

Ⅲ 歯科医師賠償責任保険 Q & A



Q1 複数の病院に勤務していますが、加入依頼書にはどのように記入すればよいですか？
また、その場合補償はどのようにになりますか？

A 加入依頼書には主に勤務されている病院施設をご記入ください。なお、日本国内の医療施設すべてを補償対象としております。そのため、ご記入いただいていない病院施設での医療行為も補償の対象となりますのでご安心ください。

Q2 保険期間の途中で開業する予定があるのですが…

A 原則、勤務医プランを解約し開業医プランへの中
途加入の手続きが必要となります。
ご開業前に取扱代理店までご連絡をお願いします。



Q3 被保険者を法人名義にしています。管理者（院長）である自分の医療行為も補償されますよね。

A これまでは、法人責任とは別に個人責任を追及されるケースは稀でしたが、昨今の権利意識の高まりを背景に行行為者個人としての責任が問われるケースも散見されます。万一に備え、勤務医保険のご加入をおすすめいたします。詳細はお問い合わせください。

Q4 保険期間の途中で留学する場合の手続きは？

A この保険は損害賠償請求がなされた時点で加入されていなければ補償の対象となりません。

したがって、留学前に行った医療行為に基づき、留学中に損害賠償請求が相手方より提起された場合、保険がついていないと補償ができないケースが発生します。

そのため、留学により保険契約を解除される場合には「損害賠償請求期間延長担保追加条項」(※)をセットしていただくことをお勧めします。

(※)「損害賠償請求期間延長担保追加条項」とは、保険期間終了（解約）前に行った医療に起因して保険期間終了後に損害賠償請求を提起された場合に補償する追加条項（特約）です。延長期間は、「5年間」または「10年間」のいずれかをお選びいただけます。

医師賠償責任保険は、保険期間中に医師の責任となる事故により損害賠償請求の提起を受けた場合に保険金をお支払いします。ので、保険を継続しない場合や廃業により保険を解約した場合など廃業前の医療に起因する事故により損害賠償請求の提起を受けた場合、保険金をお支払いできません。（保険期間中に事故の発生を認識し、損保ジャパンに書面にてご通知いただいている場合にはそのかぎりではありません。以下「●解約時のご注意点」をご参照ください。）しかし、医療行為を行ってから事故が発見され損害賠償請求を提起されるまで相当の時間を要する場合が多く、廃業する場合などこの追加条項をセットされることをお勧めします。

*被保険者が死亡された場合、相続人からのご通知により相続人が被保険者とみなされます。ただし、死亡被保険者にかかわる損害賠償請求を受けた場合にかぎりです。

1 留学期間が1年未満の先生または日本に一時帰国し医療行為を行うことが想定される先生

このまま保険契約を継続し、満期時には更新のお手続きをお取りください。

2 留学期間が1年を超える先生

現在ご加入いただいている保険期間の満期日もしくは解約日と同日付にて「損害賠償請求期間延長担保追加条項」をセットしていただければ、保険期間の満期日もしくは解約日から「5年間」または「10年間」（いずれかお選びいただけます。）に損害賠償請求を提起された場合も補償されます。

留学前に上記追加条項をセットし、解約のお手続きをお取りください。上記追加条項をセットされる場合、追加保険料が必要となります。取扱代理店までお問い合わせください。

●解約時のご注意点

損害賠償請求がなされるおそれのある身体障害の発生等をご認識されている場合は、解約の申し出をいただく前にその原因・事由を知った日からその日を含めて60日以内に書面で取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡いただいた場合、保険期間終了後5年間は原因・事由による損害賠償請求による保険責任を延長します。（ただし、損害賠償請求を受けた時点で、損保ジャパンで医師賠償責任保険契約がある場合または他の保険契約等がある場合を除きます。）

Ⅳ お支払いする事例

保険金のお支払いとなる場合、対象とならない場合の主なものを記載しています。
詳しい内容については、16 ページからの保険のあらましをごらんください。



歯科医師賠償責任の事例【共通】

保険のあらまし
16 ～ 17 ページ



例えばこのような場合に
お支払いの対象となります。

歯科治療中、誤って異物（被せ物等）を落下してしまい
誤飲させた。

部位を間違え、正常な歯を治療した。

デンタルチェアのパイプが破損し水濡れが発生。
階下のテナントの天井にしみができた。
（開設医プラン 施設管理の補償）



例えばこのような場合は
お支払いの対象となりません。

海外での医療行為に起因

歯科医療施設の新築、改築、修理その他の工事に起因

P16、17のあらまし（契約概要のご説明）を確認ください。

スーパーデラックス・デラックスプランの事例【傷害総合保険】

保険のあらまし
18 ～ 22 ページ

個人賠償責任特約（日常生活上の対人・対物事故）



例えばこのような場合に
お支払いの対象となります。

買い物中に
商品を壊してしまった。

誤って線路に立ち入ったこと
により、電車を運行不能に
させてしまった。

自転車で歩行者にぶつかり
ケガをさせてしまった。

知人に借りたカメラが
盗まれてしまった。



例えばこのような場合は
お支払いの対象となりません。

職務遂行に起因

犯罪行為・闘争行為

置き忘れ・紛失

以下の受託した財物はお支払いの対象となりません。
携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器、動物、植物、自転車、原動機付自転車、バイク、自動車、通貨、貴金属、宝石、クレジットカード、プリペイドカード、不動産、サーフボード、ドローン、1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 など

携行品損害特約（加入者ご自身の携行品）



例えばこのような場合に
お支払いの対象となります。

買い物中に財布が盗まれた。

旅行先でカメラを落とし壊してしまった。

プレー中にテニスラケットが破損した。



例えばこのような場合は
お支払いの対象となりません。

置き忘れ・紛失

レンタル品・会社の
備品の破損

地震、噴火または
これらによる津波

以下の被保険者所有の身の回り品はお支払いの対象となりません。
携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、義歯、補聴器、動物、植物、自転車、原動機付自転車、バイク、自動車、ゴーカート、船舶、航空機、クレジットカード、プリペイドカード、サーフボード、ドローン、漁具 など

V クレーム対応サポートオプションのご案内



クレーム対応サポートオプションは、費用・利益保険普通保険約款に医療業務妨害行為対応費用保険特約条項および各種特約をセットしたものです。

備えていますか？ クレーム行為による業務妨害。

クレーム対応サポートの特長

1 クレーム対応を熟知した専門相談窓口
(クレームコンシェル) へ
無料相談が可能！！

2 専門相談窓口が当事者間での解決は困難と判断した、深刻な事案には
弁護士費用を補償！！

商品の仕組み

この商品は費用・利益保険普通保険約款に医療業務妨害行為対応費用保険特約条項および各種特約をセットしたものです。

この保険にご加入いただける方は…

公益社団法人 日本補綴歯科学会の団体歯科医師賠償責任保険にご加入の方のみお申込みいただけます。

無料相談対象者、保険金お支払いの対象となる弁護士費用の被保険者は…

- ・日本補綴歯科学会の会員の医師
- ・日本補綴歯科学会の会員が開設する医療機関の役員、使用人およびその業務の補助者
- ・日本補綴歯科学会の会員が理事長となっている医療法人または管理者となっている医療施設の役員、使用人およびその業務の補助者

対象となるクレーム行為とは…

被保険者に対して、行われる下記の行為

- ・暴行 ・脅迫 ・強要 ・威力 ・セクシャルハラスメント
- ・不退去 ・偽計、風説の流布

想定される主なクレーム事例

- ◆患者が「注射してくれるまで帰らない」と診察室で仰向けになり、次の患者が入れない状況になった。
- ◆待ち時間が長いことに腹を立てた患者が、受付カウンター越しに職員の肩をつかんで罵倒した。
- ◆医学的に根拠のない内容の診断書を書くように脅され拒否したところ、毎日診療所へ押しかけ「大声を出す」「居座る」などの業務妨害を受けた。
- ◆女性看護師や女性事務職員数名に待合室や廊下などですれ違い時に抱きつく等、問題行動が再三続けられた。
- ◆他の患者の前で「ヤブ医者だ」と罵倒された。インターネットで書き込みされ風評被害が発生。

保険期間 2026年4月1日午後4時から2027年4月1日午後4時まで

(保険期間：1年、一括払)

保険料

加入単位	お支払いする弁護士費用の 支払限度額※		自己負担額	縮小支払 割合	年間保険料
	1 事故	期間中			
勤務医	100 万円	300 万円	1 万円	90%	(1 人あたり) 10,000 円
診療所					(1 施設あたり) 20,000 円

お支払いする保険金＝(弁護士からの請求費用－自己負担額1万円)×90%

※弁護士からのご請求費用とお支払いする保険金の差額は、お客さま自身でのご負担となります。

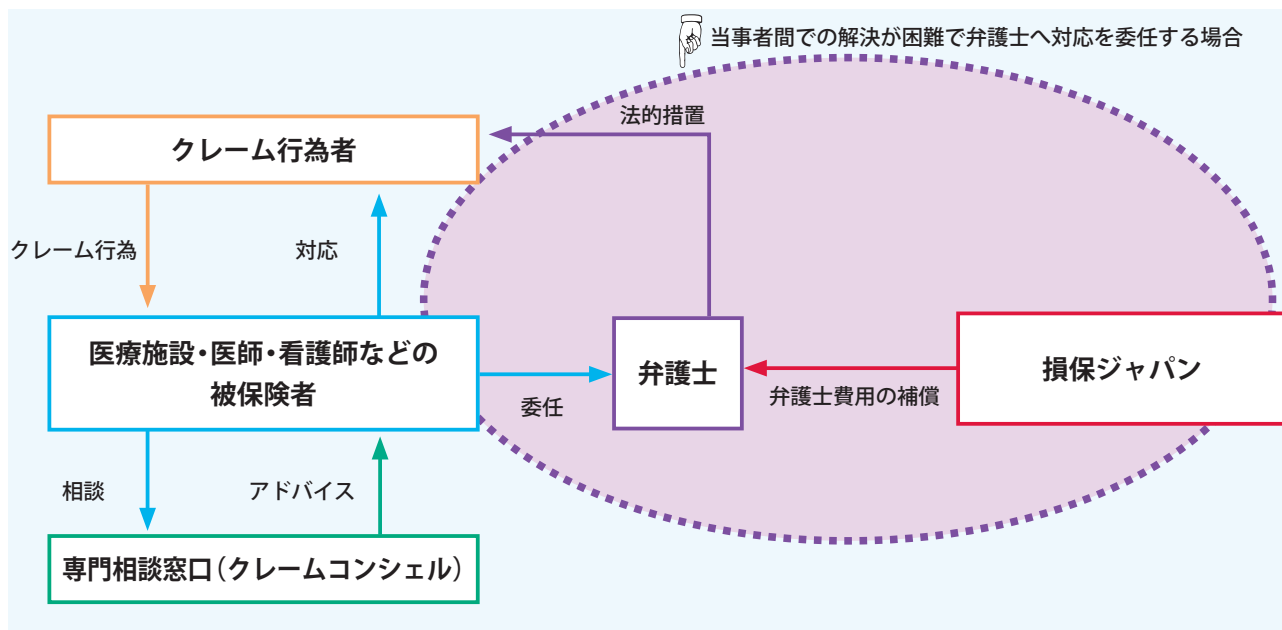
ご加入方法

- 新規加入の方
同封の加入依頼書(医師賠償責任保険＋クレーム保険)に、ご記入、ご捺印のうえ、取扱代理店までご返送ください。
- 既に医師賠償責任保険に加入されている方
同封の加入プラン等変更申込書にご記入、ご捺印のうえ、取扱代理店までFAXをお願いいたします。オプション保険料のお支払いについて2026年2月12日(木)にご指定の口座より、医師賠償責任保険の保険料と合算してお振替いたします。

申込締切日 2025年11月21日(金) ※締切日を過ぎてからの申し込みはできません。
また、中途加入の受付はいたしておりません。

更新時(4月1日)のみセット頂けるオプションです。この機会にセットをご検討ください。

クレーム対応の流れ



STEP1 専門家に相談！

- ・対象のクレームが発生した場合、専門相談窓口にご相談ください。
- ・クレーム対応のプロが対応方法についてアドバイスをさせていただきます。

- ・クレームコンシェル内弁護士からは、一般的な法律相談や法制度上の助言をさせていただきます。したがって、個別具体的な法的な助言は行っておりません。
- ・クレームコンシェル内弁護士とのご相談時間は15分までとさせていただきます。
- ・保険契約前に発生しているクレームや、患者さまの身体障害に関する賠償請求など医師賠償責任保険での対応となる相談は対象外です。
- ・医療事故等の場合は、医師賠償責任保険のご加入窓口にご連絡をお願いします。

STEP2 弁護士に対応依頼！

- ・専門相談窓口が当事者間での解決困難と判断した案件については、弁護士への委任をおすすめさせていただきます。
- ・弁護士の対応に係る費用は保険金としてお支払いすることが可能です。

- ・弁護士費用を保険金としてお支払いするのは、専門相談窓口に支援を要請し、保険会社が承諾した場合のみとなります。
- ・専門相談窓口の弁護士からは、一般的な法律相談や法制度上の助言をいたします。個別具体的に法的な助言はいたしません。

クレームコンシェルについて

豊富な知識と経験を有するプロのスタッフによる、クレーム行為専用の受付窓口です。

【オペレーター】株式会社プライムアシスタンス

【法務全般】弁護士

※受付時間：平日の午前10時から午後6時まで

※ご利用は本オプションの被保険者さまのみとなります。



お支払する保険金について

弁護士費用(相談料・着手金・報酬金・手数料・訴訟費用・その他弁護士が委任事務処理を行う上で必要な費用)

※勤務先や所属学会の顧問弁護士へ委任した場合についても、保険金の支払い対象となります。ただし、こうした委任について事前に損保ジャパンが承諾した場合にかぎり。なお、日当および顧問弁護士の顧問料は、保険金支払いの対象外となるのでご注意ください。

注意：弁護士費用を保険金としてお支払するのは、専門相談窓口にご相談があったうえで、損保ジャパンが認めた事案に関する費用のみが対象となります。

所得補償保険 のご案内

15

歯科医師賠償責任保険のあらまし（契約概要のご説明）

1 保険金をお支払いする主な場合・・・

① 勤務歯科医師の場合

医師特約条項

ご加入された先生方が日本国内で行った歯科医療行為（標榜科目以外の歯科医療行為も含むすべての歯科医療行為を指します。）上の過失によって、患者の身体障害（障害に起因する死亡を含みます。）を与えたことによって、被保険者である先生方に法律上の賠償責任が発生し、保険期間中に損害賠償請求を提起された場合（注）、先生個人が支払わなければならない損害賠償金を保険金額（お支払いする保険金の限度額）の範囲内でお支払いします。損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の訴訟費用等は保険金額の損害賠償金に対する割合によります。

またご加入された先生の直接指揮監督下にある看護師、歯科衛生士等が起こした事故の場合で、ご加入された先生が負担する法律上の賠償責任についても補償されます。

（注）争訟費用にかぎっては、損害賠償請求の有無にかかわらず、保険期間中に被保険者もしくはその代理人が身体障害またはその原因・事由を知った場合において、保険金をお支払いします。

② 歯科医院開設の歯科医師の場合

医師特約条項

上記「勤務歯科医師の場合」と同様ですが、先生ご自身の歯科医療行為でなくても開設者としての責任を問われる法律上の賠償責任についても対象となります。

医療機関でご加入になる場合、歯科医師賠償責任保険の被保険者は開設者のみとなり、勤務医や歯科衛生士、看護師等は被保険者とはなりません。

医療施設特約条項

保険期間中に歯科医院の建物、設備の使用、管理上のミスによって患者や、付添人、その他の第三者に身体障害を与え、もしくは衣服、持物等を汚しまたは壊したこと、または業務遂行中に行われた不当な拘束やプライバシーの侵害等の不当行為により被保険者が負担する法律上の賠償責任について、お支払いの対象となります。

また給食等による食中毒等に起因する事故による法律上の賠償責任についてもお支払いの対象となります。ただし、1回の事故について損害賠償金は、損害賠償金の金額が自己負担額を超過する金額とし、保険金額を限度とします。損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の訴訟費用等は保険金額の損害賠償金に対する割合によります。

初年度契約※締結前に**知っていた**（不注意により知らなかった場合を含みます。）患者の身体障害により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合は、せっかく医療行為を施した時点もしくは損害賠償請求提起時点で保険にご加入いただいておりますも保険金お支払いの対象となりません。

ご契約を切れ目なくご継続されることがとても重要です。

※ 2004年4月1日以降保険期間を開始する医師賠償責任保険契約で、以後の継続契約を除きます。

ただし、保険期間が1日でも空いてしまいますと以後ご加入いただいた契約は「初年度契約」となります。

重 要

- ① この保険制度にご加入いただいている歯科医院開設の先生方は、実際の医療事故で勤務医や看護師等の医療従事者に責任があると判断される場合には、これらの医療従事者が賠償責任保険にご加入されている場合にかぎり、責任割合相当分について、求償権を行使する場合があります。
- ② この保険制度にご加入いただいている勤務医の先生方は、先生方の医療行為に起因する事故で、勤務先の医療施設が、一旦被害者に損害賠償金等を支払い、そのうえで先生に対して「求償」する場合があります。この場合にも、保険金のお支払いの対象となります。
- ③ 医療施設等がご契約者、ご加入者となって別途医師賠償責任保険に加入している場合がありますが、その医療施設に勤務されている先生が、外部の医療施設へ出かけ、医療行為を行った際の医療事故は、その医療施設の医師賠償責任保険では対象となりません。

ただし、勤務医の先生方にご加入いただいた場合に医療施設の開設者・管理者・法人等、先生ご本人以外の責任を肩代わりするものではありません。

2 保険金をお支払いできない主な場合は・・・

次のような場合、保険金お支払いの対象となりません。

医師特約条項

- (1) 海外での医療行為に起因する賠償責任
- (2) 美容を唯一の目的とした医療に起因する賠償責任
- (3) 医療の結果を保証することによって加重された賠償責任
- (4) 名誉き損および秘密漏えいに起因する賠償責任 など

医療施設特約条項

<医療施設業務担保条項>

- (1) 歯科医療施設の新築、改築、修理その他の工事に起因して生じた賠償責任
- (2) 他人から賃借したり、預かっている財物の損傷事故 など

<人格権侵害担保条項>

- (1) 被保険者が行った医療に起因する賠償責任
- (2) 被保険者による採用、雇用または解雇に起因して被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- (3) 被保険者もしくは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任 など

賠償責任保険共通

- (1) 被保険者が故意に起こした事故
- (2) 歯科医師、歯科衛生士、看護師その他の使用人が就業中に被った身体障害によって生じた賠償責任
- (3) 被保険者と世帯を同じくする親族（※1）の方に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
（※1）6親等内の血族、配偶者（※2）または3親等内の姻族をいいます。
（※2）配偶者とは婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。

刑事弁護士費用担保追加条項

- (1) 被保険者と世帯を同じくする親族（※1.2 上記）の死傷に関する刑事事件
- (2) 被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件
- (3) 所定の免許を有しない者が行った医療に起因する刑事事件（ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が行った医療に起因する刑事事件は除きます。）
- (4) 被保険者の有罪の確定（注）がなされた刑事事件 など
（注）有罪の確定 第一審、控訴審または上告審の判決により、有罪が確定することをいいます。ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審またはその控訴審の判決を除きます。

歯科医師賠償責任保険のあらまし（契約概要のご説明）（続き）

用語のご説明

業務上過失致死傷罪…… 刑法第 211 条第 1 項に定める業務上過失致死罪および業務上過失致傷罪をいいます。
 送検…………… 刑事訴訟法第 203 条第 1 項または同第 246 条に定める検察官に対する事件送検をいいます。
 刑事事件…………… 被保険者の医療の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検される事件をいいます。
 弁護士費用…………… 被保険者が損保ジャパンの同意を得て支出した弁護士の着手金、報酬、法律相談料、日当、実費等をいいます。
 訴訟費用…………… 刑事訴訟費用等に関する法律第 2 条に定める旅費、日当、宿泊料、鑑定料、報酬その他の給付をいい、刑事訴訟法第 500 条の 2 の規定に従って、被保険者が予納した訴訟費用を含みます。

3 事故が発生した場合は…

万一事故が発生した場合（損害賠償請求を受けるおそれがある場合も含みます。）は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。被保険者（保険の補償を受けられる方）が損害賠償責任を負う事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を行っていただくことになります。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。その事故の紛争処理が日本医師会賠償責任審査会に付託されたときには、その裁定額を限度に保険金の支払いを決定します。（被保険者が日医 A①会員、A②会員の場合）

※本保険では、保険会社が被保険者（保険の補償を受けられる方）に代わり示談交渉を行うことはできません。

保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち損保ジャパンが求めるものを提出していただきます。

＜事故時に必要となる書類＞

No.	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 等
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	医師賠償責任保険事故・紛争通知書、罹災証明書、交通事故証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書、刑事弁護士費用に関する通知書 等
③	保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	(1)他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品目細書、賃貸借契約書 等 (2)被害者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 等
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 等
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収書、承諾書 等

※事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

※被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

■損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日から原則、30 日以内に保険金をお支払いします。

ただし、以下の場合は、30 日超の日数を要することがあります。

- ① 公的機関による捜査や調査結果の照会
- ② 専門機関による鑑定結果の照会
- ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
- ④ 日本国外での調査
- ⑤ 損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

■上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

■保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金を支払われない場合がありますのでご注意ください。

■2010 年 4 月 1 日以降発生した事故から、次の 1. から 4. までのいずれかの方法で賠償責任保険（特約）の賠償責任保険金をお支払いします。

1. 被保険者（保険の補償を受けられる方）が相手の方へ賠償金を支払った後に、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。
2. 被保険者の指図により、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。
3. 相手の方が先取特権（他の債権者に優先して支払を受ける権利）を行使することにより、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。
4. 被保険者が相手の方の承諾を得て、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。

※保険法により 3. の先取特権を行使することによる賠償責任保険金のお支払いもできるようになります。

■補償の対象となる事故は、医療上の事故の場合、保険期間中に損害賠償請求を提起されたものにかぎります。また医療事故以外の場合は、保険期間中に発生した事故にかぎります。

■損害賠償請求がなされるおそれのある身体障害の発生等をご認識されている場合は、解約の申し出をいただく前にその原因・事由を知った日からその日を始めて 60 日以内に書面で取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡いただいた場合、保険期間終了後 5 年間は原因・事由による損害賠償請求による保険責任を延長します。（ただし、損害賠償請求を受けた時点で、損保ジャパンで医師賠償責任保険契約がある場合または他の保険契約等（※）がある場合を除きます。）

（※）この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

事故時のご連絡先

歯科医師賠償責任保険

損害保険ジャパン株式会社 本店火災新種専門保険金サービス部 医師・専門賠償保険金サービス課
 〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1 損保ジャパン本社ビル

TEL 03-3349-5394

受付時間 平日：午前 9 時から午後 5 時

※上記時間以外のお時間 事故サポートセンター 0120-727-110

● 歯科医師総合賠償責任保険スポンサー・デラックスプラン・デラックスプラン（傷害総合保険）のあらまし（契約概要のご説明）

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
- ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
- 【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にも契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

- 商品の仕組み : この商品は傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者 : 公益社団法人 日本補綴歯科学会
- 保険期間 : 2026 年 4 月 1 日午後 4 時から 1 年間となります。
- 申込締切日 : 口座振替方式 2025 年 11 月 21 日（金）（加入依頼書・口座振替依頼書到着日まで）
- 引受条件（保険金額等）、保険料、 : 引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
保険料払込方法等
- 加入対象者 : 公益社団法人 日本補綴歯科学会の会員
- 被保険者 : 公益社団法人 日本補綴歯科学会の会員 ただし、弁護士費用補償のある S1 タイプ・S2 タイプに加入される場合は未成年者を除きます。
- お支払方法 : 口座振替方式 2026 年 2 月 12 日（木）に引落し
- お手続方法 : 加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、ご加入窓口の取扱代理店までご送付ください。
- 中途加入 : 保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、加入依頼書の提出および学会指定口座に振り込みされた日（着金日）の翌日から 2027 年 4 月 1 日午後 4 時までとなります。
- 中途脱退 : この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入窓口の取扱代理店までご連絡ください。
- 団体割引は前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますのであらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が 10 名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金 : この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

1 保険金をお支払いする主な場合・・・

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガ（※）をされた場合等に、保険金をお支払いします。

（※）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

（注）保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

■ 「急激かつ偶然な外来の事故」について

・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての

事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

（注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合
ケガの補償	死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合はその金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額
	後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の 4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合（4%～100%）
賠償責任の補償		日本国内または国外において、被保険者（※ ¹ ）が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします（自己負担額はありません。）。ただし、1 回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 ①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ②被保険者（※ ¹ ）の日常生活（住宅以外の建物の所有、使用または管理を除きます。）に起因する偶然な事故（例：自転車運転中の事故など）により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③日本国内で正当な権利を有する者から受託した財物（受託品）（※ ² ）を壊したり盗まれた場合 ④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等（※ ³ ）を運行不能にさせた場合 （※ ¹ ）この特約における被保険者は次のとおりです。 ア. 本人 イ. 本人の配偶者 ウ. 本人またはその配偶者の同居の親族 エ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ. 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方（本人の親族にかぎりません。）。ただし、本人に関する事故にかぎりません。 カ. イ. からエ. までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（その責任無能力者の親族にかぎりません。）。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりません。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 （※ ² ）次のものは「受託品」に含まれません。 ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品

●歯科医師総合賠償責任保険ス・パ・デ・ラックス・プラン・デ・ラックス・プラン（傷害総合保険）

個人賠償責任 (国内外補償) (注)		・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準ずる物 ・動物、植物 ・自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機、自動車（ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。）、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5 mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・データやプログラム等の無体物 ・漁具 ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 ・不動産 （※3）「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。 など						
	物の損害の補償 携行品損害 (国内外補償) (注)	偶然な事故により携行品（※1）に損害が生じた場合に、被害物の再調達価額（※2）を基準に算出した損害額から免責金額（1回の事故につき3,000円）を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度とします。 （※1）「携行品」とは、被保険者の居住の用に供される建物（物置、車庫その他の付属建物を含みます。）外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回りの品をいいます。 （※2）「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、修理費を基準に損害額を算出します。 （注1）乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。 （注2）次のものは保険の対象となりません。 ●携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ●義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ●動物、植物等の生物 ●自動車、原動機付自転車、船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機、雪上オートバイ、ゴーカート、ゴルフカートおよびこれらの付属品 ●自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ●漁具 ●預貯金証書（通帳およびキャッシュカードを含みます。）、手形その他の有価証券（小切手を除きます。）およびこれらに類する物 ●クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物 ●ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 など						
	弁護士費用 (注)	弁護士費用（日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象） 法律相談・書類作成費用保険金	被保険者が、保険期間中の原因事故によって発生した以下①から⑤までのいずれかに該当するトラブル（※1）について、弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行った場合は、それによって、事前に損保ジャパンの同意を得て、弁護士費用等または法律相談・書類作成費用を負担することにより被った損害に対して、弁護士費用保険金または法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、以下①・②・③のトラブルの場合は、被保険者の未成年の子が被った原因事故に関するトラブルについても対象となります。 なお、①・⑤のトラブルに該当する場合において、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡したときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。 ①被害事故に関するトラブル ケガを負わされた、財物を壊された、盗取（※2）にあった等の被害を被ったことによるトラブルをいいます。 ②借地または借家に関するトラブル 賃借している土地、建物に関する地代、賃料、敷金、礼金、契約期間等の賃貸借契約における地主または家主とのトラブルをいいます。ただし、被保険者または被保険者の未成年の子からの不当な申立てによる賃貸借契約の条件交渉（賃貸借契約の更新に際しての条件交渉を含みます。）に関するトラブルを含みません。 ③離婚調停に関するトラブル 被保険者または配偶者が婚姻関係を解消するための調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、法律上の婚姻関係の解消にかぎり協議離婚によるものを含みません。 （注1）原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生した場合は、保険金をお支払いしません。 （注2）保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。 ④遺産分割調停に関するトラブル 被保険者その他の相続人との間の遺産分割または遺留分の侵害額請求（※3）における調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、相続放棄、限定承認、遺産分割協議書の作成および不動産の名義変更に関する費用を含みません。 （注）保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。 ⑤人格権侵害に関するトラブル 不当な身体拘束による自由の侵害、名誉き損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ったことに関するトラブルをいいます。 （注）警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等をし、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎりします。 <table><tr><th>保険金種類</th><th>お支払いする保険金の額</th></tr><tr><td>弁護士費用保険金</td><td>弁護士等への委任（※4）によりトラブルを解決するために要する、報酬、訴訟費用、仲裁・和解または調停に要した費用等を負担することにより被った損害に対し、弁護士費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士費用の保険金額を限度とします。 弁護士費用保険金の額 = 損害の額 × (100% - 自己負担割合 10%) </td></tr><tr><td>法律相談・書類作成費用保険金</td><td>弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成費用（※4）の対価として弁護士等および行政書士に支払われるべき費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談・書類作成費用の保険金額を限度とします。 法律相談・書類作成費用保険金の額 = 損害の額 - 自己負担額 1,000円 </td></tr></table>	保険金種類	お支払いする保険金の額	弁護士費用保険金	弁護士等への委任（※4）によりトラブルを解決するために要する、報酬、訴訟費用、仲裁・和解または調停に要した費用等を負担することにより被った損害に対し、弁護士費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士費用の保険金額を限度とします。 弁護士費用保険金の額 = 損害の額 × (100% - 自己負担割合 10%)	法律相談・書類作成費用保険金
保険金種類	お支払いする保険金の額							
弁護士費用保険金	弁護士等への委任（※4）によりトラブルを解決するために要する、報酬、訴訟費用、仲裁・和解または調停に要した費用等を負担することにより被った損害に対し、弁護士費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士費用の保険金額を限度とします。 弁護士費用保険金の額 = 損害の額 × (100% - 自己負担割合 10%)							
法律相談・書類作成費用保険金	弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成費用（※4）の対価として弁護士等および行政書士に支払われるべき費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談・書類作成費用の保険金額を限度とします。 法律相談・書類作成費用保険金の額 = 損害の額 - 自己負担額 1,000円							

のあらまし（契約概要のご説明）（続き）

弁護士費用 + 保険金	(注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、以下①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払します。
	① 被保険者または被保険者の未成年の子に原因事故が発生した時のお支払条件により算出した保険金の額 ② 保険金請求権者が行った最初の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼のうちいずれか早い時のお支払条件により算出した保険金の額
法律相談・書類作成費用	(※ 1) 日本の国内法に基づき解決するトラブルにかぎります。
	(※ 2) 詐欺、詐欺、恐喝またはこれらに類似の事由を含み、警察への届出を行ったものにかぎります。
	(※ 3) 遺留分侵害額請求とは、被保険者の遺留分の侵害に関する返還請求をいいます。
	(※ 4) 同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの委任または相談・依頼とみなし、保険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。

(注) 補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

(※ 1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1 契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなる場合がありますので、ご注意ください。

用語のご説明

用語	用語の定義												
原因事故	トラブルの原因となった偶然な事故または事由をいいます。 原因事故の発生の際は、それぞれのトラブルごとに以下の時をいいます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>トラブルの種類</th><th>原因事故の発生の時</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 被害事故に関するトラブル</td><td>被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時</td></tr> <tr> <td>2. 借地または借家に関するトラブル</td><td>被保険者または被保険者の未成年の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時（通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時）</td></tr> <tr> <td>3. 離婚調停に関するトラブル</td><td>被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時</td></tr> <tr> <td>4. 遺産分割調停に関するトラブル</td><td>被保険者の被相続人が死亡した時</td></tr> <tr> <td>5. 人格権侵害に関するトラブル</td><td>被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時</td></tr> </tbody> </table>	トラブルの種類	原因事故の発生の時	1. 被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時	2. 借地または借家に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時（通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時）	3. 離婚調停に関するトラブル	被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時	4. 遺産分割調停に関するトラブル	被保険者の被相続人が死亡した時	5. 人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時
トラブルの種類	原因事故の発生の時												
1. 被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時												
2. 借地または借家に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時（通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時）												
3. 離婚調停に関するトラブル	被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時												
4. 遺産分割調停に関するトラブル	被保険者の被相続人が死亡した時												
5. 人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時												
財物	有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。												
財物の損壊	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。												
調停等	調停、審判、抗告または訴訟をいいます。ただし、日本国内で申し立てられた、または提起された場合にかぎりです。												
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。												
被保険者の未成年の子	被保険者が親権を有する、未成年の子をいいます。なお、被保険者との続柄は、原因事故発生時におけるものをいいます。												
弁護士等	弁護士または司法書士法（昭和 25 年法律第 197 号）第 3 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに定める条件をすべて満たす司法書士をいいます。												
保険金請求権者	弁護士費用補償においては、トラブルの当事者である被保険者をいいます。ただし、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルにおける原因事故によって被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として、法律上の損害賠償請求に関する弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行う者を含みます。												
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。												
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。												
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方（※1）および同性パートナー（※2）を含みます。 （※1）内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 （※2）同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 （注）内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思（同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思）をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者を含みます。												
親族	6 親等内の血族、配偶者または 3 親等内の姻族をいいます。												

●歯科医師総合賠償責任保険スパー・デラックスプラン・デラックスプラン（傷害総合保険）

2 保険金をお支払いできない主な場合は…

保険金の種類		保険金をお支払いできない主な場合
ケガの補償	死亡保険金 後遺障害保険金	① 故意または重大な過失 ② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③ 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④ 脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤ 妊娠、出産、早産または流産 ⑥ 外科的手術その他の医療処置 ⑦ 戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為^(※1)を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧ 頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの ⑨ ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩ 自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 など （※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。以下同様とします。 （※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
	個人賠償責任	① 故意 ② 戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等による損害 ③ 地震、噴火またはこれらによる津波 ④ 被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤ 被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥ 受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦ 心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨ 航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両^(※1)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩ 受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的事故 ・置き忘れ^(※2)または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹（ひょう）、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 （※1）次のア．からエ．までのいずれかに該当するものを除きます。 ア．主たる原動力が人力であるもの イ．ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ．身体障がい者用の車（※3）および歩行補助車で、原動機を用いるもの エ．移動用小型車および遠隔操作型小型車 （※2）保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。 （※3）身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための身体障がい者用の車いす等の車をいいます。 ただし、原動機を用いるものである場合は法令に定める基準に該当するものにかぎり、遠隔操作により通行させることができるものを除きます。 など
物の損害の補償	携行品害	① 故意または重大な過失 ② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③ 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④ 戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑤ 地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥ 欠陥 ⑦ 自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ⑧ 機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑨ 偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的事故 ⑩ 置き忘れ^(※)または紛失 ⑪ 楽器の弦（ピアノ線を含みます。）の切断または打楽器の打皮の破損 ⑫ 楽器の音色または音質の変化 （※）保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。 など
	弁護士費用 (注) 弁護士費用 保険金	【全トラブルに共通の事由】 ① 故意、重大な過失または契約違反 ② 自殺行為（※）、犯罪行為または闘争行為 ③ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナーまたは危険ドラッグ等の使用 ④ 戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑤ 地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥ 国または公共団体の強制執行または即時強制 ⑦ 財物の欠陥、自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等。ただし、これにより身体の障害または他の財物の損壊が発生している場合については保険金をお支払いします。 ⑧ 被保険者または被保険者の未成年の子の職務遂行に関するトラブルおよび職場におけるいじめもしくは嫌がらせによる精神的苦痛に関するトラブル ⑨ 主として被保険者または被保険者の未成年の子の職務のために使用される動産または不動産の所有、使用または管理に

のあらまし（契約概要のご説明）（続き）

弁護士費用 (注)	起因する事由 ⑩ 債務整理および金銭消費貸借契約に関するトラブル（過払金の返還請求に関するトラブルを含みます。）。ただし、盗取による被害事故に関するトラブルについては保険金をお支払いします。 ⑪ 保険契約または共済契約に関する事由。ただし、相続財産としての保険契約または共済契約の遺産分割調停に関するトラブルについては保険金をお支払いします。 (※) この保険契約で保険金の支払対象となるトラブルの原因事故によって自殺し、かつ、支払条件を満たすことが明らかの場合については保険金をお支払いします。 【各トラブル固有の事由】
	保険金をお支払いする主な場合①に該当する場合 ⑫ 医師等が行う診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防 ⑬ あんま、マッサージ、指圧、鍼、灸または柔道整復等 ⑭ 薬剤師等による医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示 ⑮ 身体美容または整形 ⑯ 自動車等の所有、使用もしくは搭乗または管理に起因して発生した、被保険者または被保険者の未成年の子が被った被害事故に関するトラブル
	保険金をお支払いする主な場合①・②・⑤に該当する場合 ⑰ 被保険者または被保険者の未成年の子とその親族との間で発生した事由
	保険金をお支払いする主な場合①・⑤に該当する場合 ⑱ 環境汚染 ⑲ 環境ホルモン、石綿またはこれと同種の有害な特性に起因する事由 ⑳ 騒音、振動、悪臭、日照不足等 ㉑ 電磁波障害
	保険金をお支払いする主な場合③に該当する場合 ㉒ 被保険者の行為に起因して発生したことが明らかに認められる離婚調停に関するトラブル など

■【弁護士費用総合補償特約】

- ご加入初年度の保険期間の開始時（中途加入の場合は中途加入時）より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- 離婚調停に関するトラブルについては、ご加入初年度の保険期間の開始日（中途加入の場合は中途加入日）からその日を含めて90日を経過した日の翌日から保険責任が始まります。

■ 事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなわれる場合は、所定の事項について、事前に損保ジャパンに書面でご通知ください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者が法律相談および弁護士委任をおこなわれる場合は、所定の事項について、事前に損保ジャパンに書面でご通知ください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく法律相談および弁護士委任をおこなった場合は、保険金の全部または一部をお支払いできないことがあります。
 なお、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルに該当する場合において、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡されたときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。
- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
 また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。
 (注) 個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。
 なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。
 ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
 ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
 など
- 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち損保ジャパンが求めるものを提出していただきます。

No.	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書、紛争状況申告書、原因事故の内容を確認できる客観的書類 など
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	① 被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ② 他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ③ 弁護士費用または法律相談・書類作成費用を負担した場合 弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼それぞれの発生日時、所要時間および事案の内容を確認できる客観的書類、弁護士費用等または法律相談・書類作成費用それぞれの金額を確認できる客観的書類、弁護士等の委任契約書、裁判所の受領印が押印された調停等に関する申立書または訴状の写し、調停調書・和解調書・審判書・示談書または判決書その他これに代わるべき書類 など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など

● 歯科医師総合賠償責任保険スーパーデラックスプラン・デラックスプラン（傷害総合保険）のあらまし（契約概要のご説明）（続き）

⑥	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書など
---	-----------------------------	-----------------------------

- (※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
- (注 1) 事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
- (注 2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 前記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて 30 日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

事故時のご連絡先

歯科医師総合賠償責任保険スーパーデラックスプラン・デラックスプラン
損害保険ジャパン株式会社 本店企業保険金サービス部 団体保険金サービス第一課
 〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1 損保ジャパン本社ビル
TEL 03-3349-5295 FAX 042-452-3803
 受付時間 平日：午前 9 時から午後 5 時
 ※上記時間以外のお時間 事故サポートセンター **0120-727-110**

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

■ 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

- この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退（解約）に際しては加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間（保険期間のうちいまだ過ぎていない期間）の保険料を返れいする場合があります。
- (注) ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生し

た時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>) 等をご確認ください。

クレーム対応サポートオプションのあらまし（契約概要のご説明）

用語のご説明

- クレーム行為** …… 被保険者が日本国内で行った業務に対して、他人が補償対象者に暴行、脅迫、強要、威力、セクシャルハラスメント、不退去、偽計、風説の流布を行うことをいいます。
- クレームコンシェル** …… 損保ジャパンが指定するクレーム行為を解決するための相談窓口をいいます。
- 実費** …… 収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通費、通信費、宿泊費、調査費用その他弁護士が委任事務処理を行ううえで支払いの必要が生じた費用をいいます。
- 訴訟費用** …… 調停、審判および抗告に要する費用を含みます。
- 調査費用** …… 翻訳料、調査料等の費用をいいます。

1 保険金をお支払いする主な場合 ……

保険金を支払う損害は、被保険者が第三者からのクレーム行為を被った場合に、そのクレーム行為を解決するために、弁護士費用を被保険者が負担することによって生じた損害を保険金として支払います。ただし、被保険者がクレーム行為を被り、解決が困難なものであるとして、被保険者がクレームコンシェルに支援を要請し損保ジャパンが承認した場合にかぎり保険金を支払います。

弁護士費用

被保険者が被ったクレーム行為について、弁護士に委任することによって発生する相談料、着手金、報酬金、手数料、訴訟費用および偶然な事故に対応するために要した実費で、必要かつ有益な費用をいいます。
なお、顧問料および日当は含みません。

2 保険金をお支払いできない主な場合は ……

次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約が初年度契約である場合において、保険期間の開始時より前に被保険者がクレーム行為を被った場合、または被るおそれのあることを知っていた場合もしくは知ったと合理的に推定される場合
- ② この保険契約が継続契約である場合において、初年度契約の保険期間の開始時より前に被保険者がクレーム行為を被った場合、または被るおそれのあることを知っていた場合もしくは知ったと合理的に推定される場合
- ③ 次のアまたはイに掲げる者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし、イに掲げる者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって損害が生じた場合において、他の者が受け取るべき金額については、この規定を適用しません。
ア. 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人
イ. 保険金を受け取るべき者またはその法定代理人でアに掲げる者以外の者
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑤ 地震、噴火またはこれらによる津波
- ⑥ 核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑦ 被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- ⑧ クレーム行為を行った者に対して、被保険者が損害賠償請求を行うことによって生じた損害
- ⑨ クレーム行為を行った者に対して、被保険者の債権を回収することによって生じた損害
- ⑩ 医師賠償責任保険契約により保険金が支払われるべき損害
- ⑪ 美容を唯一の目的とする医療によって生じた損害
- ⑫ 所定の免許を有しない者（所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師を除きます。）が遂行した医療によって生じた損害 など

3 事故が発生した場合は ……

万一、保険金請求事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で損保ジャパンまたは取扱代理店に通知してください。
・ 事故発生の日時、場所、事故の状況
 2. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
 3. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
 4. 上記の1.～3.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類（※）または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。
（※）損保ジャパンが特に必要とする書類については、下記「事故時に必要となる書類」をご確認ください。
- 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。
- ① 公的機関による捜査や調査結果の照会 ② 専門機関による鑑定結果の照会 ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域での調査 ④ 日本国外での調査 ⑤ 事故の内容や根拠が特殊である場合
- ※ 上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。
- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

<事故時に必要となる書類>

No.	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など
②	弁護士委任状	弁護士に対応を依頼した際の委任状

（注1）事故の内容に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

（注2）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- この保険契約では、この保険契約と同種の保険契約等（この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。）がある場合に、責任割合相当分について、求償権を行使する場合があります。

VI ご注意事項

- この保険は公益社団法人 日本補綴歯科学会を保険契約者とする団体契約です。
- ご加入の際には、加入依頼書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 【クレーム対応サポートオプション】
- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入されるご本人が署名または記名捺印ください。
- 告知義務（ご契約締結時における注意事項）

【歯科医師賠償責任保険】

- (1) 保険契約者または記名被保険者（保険の補償を受けられる方）には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。
〈告知事項〉 加入依頼書等の記載事項すべて ※加入依頼書にご記載いただく内容については、正確に告知願います。
- (2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項（注）について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。
（注）告知事項のうち危険に関する重要な事項とは、加入依頼書等の以下の項目をいいます。
 - ・被保険者欄（追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。）
 - ・過去の保険金支払状況 など

【歯科医師総合賠償責任保険デラックスプラン（傷害総合保険）】

- ご契約者または被保険者には、告知事項（※）について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
- （※）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
- 〈告知事項〉 この保険に関する告知事項は、次のとおりです。
 - ・被保険者の職業または職務
 - ・他の保険契約等（※）の加入状況（※）「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
 - ・口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
 - ・告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
 - ・死亡保険金をお支払いする場合は被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

【クレーム対応サポートオプション】

- (1) 保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。
- 〈告知事項〉 加入依頼書等の記載事項すべて
- (2) 保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

- 告知義務（ご契約締結後における注意事項）

【歯科医師賠償責任保険】

- (1) 保険契約締結後、以下の事項に変更が発生する場合、あらかじめ（※）取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入依頼書等の記載事項の変更

〈例〉 ①保険金額等ご契約内容を変更される場合 ②公益社団法人 日本補綴歯科学会を退会する場合 など

ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。

（※）加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が保険契約者または記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が保険契約者または記名被保険者に原因がない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。（ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパンに通知する必要はありません。）

- (2) ご加入者の住所などを変更される場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。
- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。
- (4) 重大事由による解除等保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

【歯科医師総合賠償責任保険デラックスプラン（傷害総合保険）】

- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合（新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。）は、ご契約者または被保険者には遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務（通知義務）があります。

- 変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。

- この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

〈被保険者による保険契約の解除請求（被保険者離脱制度）について〉

- ・被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- ・保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

〈重大事由による解除等〉

- ・保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

〈他の身体障害または疾病の影響〉

- ・すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

【クレーム対応サポートオプション】

- (1) 保険契約締結後、以下の事項に変更が発生する場合、あらかじめ（※）取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

■加入依頼書の記載事項の変更 〈例〉 保険金額等ご契約内容を変更される場合 など

（※）加入依頼書に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。（ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパンに通知する必要はありません。）

- (2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

■ご契約者（ご加入者）の住所などを変更される場合

- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

- (4) 重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

VI ご注意事項（続き）

● 保険会社破綻時の取扱い

- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

【歯科医師賠償責任保険・クレーム対応サポートオプション】

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうちその被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

【歯科医師総合賠償責任保険スーパーデラックスプラン・デラックスプラン（傷害総合保険）】

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

- （1）保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

- （2）保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割（※）までが補償されます。

（※）保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなることがあります。

- この保険は公益社団法人 日本補綴歯科学会を保険契約者とする団体契約であり、クーリングオフ（契約申込みの撤回等）制度の対象とはなりません。
- この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。
- 歯科医師賠償責任保険は、賠償責任保険普通保険約款に医師特約、医療施設特約の他各特約条項・追加条項をセットしたものです。
- この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
- 医師特約および医療施設特約については、海外において損害賠償請求を提起された場合も補償対象となりますが、対象となる業務は日本国内で行う業務にかぎります。
- 歯科医師賠償責任保険の医師特約では、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者を被保険者とするこの保険契約と同種の保険契約等（この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。）がある場合に、責任割合相当分について、求償権を行使する場合があります。
- ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。
- ご契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

個人情報取扱いについて

- 保険契約者（公益社団法人 日本補綴歯科学会）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
 - 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

VII ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- | | |
|---|--------------------------------------|
| ☐ 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約 | ☐ 保険金額 |
| ☐ 保険期間 | ☐ 保険料、保険料払込方法 |
| ☐ 満期返れい金・契約者配当金がないこと | |

2 ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください）。

- ☐ ご加入のコース（勤務歯科医師または開業歯科医師）は正しいですか。

【スーパーデラックスプラン・デラックスプランにご加入になる方のみご確認ください】

- ☐ 被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
- ☐ パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- ☐ 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

Ⅶ ご加入内容確認事項（続き）

☐ 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A 級	下記以外
B 級	木・竹・草・つる製品製造業者、漁業業者、建設業者（高所作業の有無を問いません。）、採鉱・採石業者、自動車運転者（バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者）、農林業業者
※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。	
※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）の方等についてはお引き受けできません。	

3 お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

☐ 「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。



補償内容・加入手続きに関してのご相談窓口

〔取扱代理店〕 損保ジャパンパートナーズ株式会社

団体職域第二部（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

〒163-0417 東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビルディング 17 階

TEL 03-6279-0654

FAX 03-6279-0695

保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

〔引受保険会社〕 損害保険ジャパン株式会社

医療・福祉開発部第二課（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで） TEL 03-3349-5137

〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1

保険会社との間で問題を解決できない場合

●指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

窓口 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル】0570-022808<通話料有料>

受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は休業）詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

事故が起こった場合の連絡先

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

事故サポートセンター 0120-727-110

受付時間：平日／午後5時～翌日午前9時 土日祝日（12月31日から1月3日までを含みます。）／24時間

※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

- 取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。